

令和5年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度新居浜市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	1,929,496 千円	143,300 千円	2,072,796 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,714,856千円は、過年度分損益勘定留保資金603,405千円、当年度分損益勘定留保資金925,998千円、減債積立金100,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額85,453千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,709,352千円は、過年度分損益勘定留保資金603,405千円、当年度分損益勘定留保資金925,180千円、減債積立金100,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額80,767千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	2,614,700 千円	148,804 千円	2,763,504 千円	
第1項 企業債	1,638,700 千円	59,700 千円	1,698,400 千円	
第4項 国庫支出金	688,000 千円	89,104 千円	777,104 千円	

		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	4,329,556 千円	143,300 千円	4,472,856 千円	
第1項 建設改良費	1,929,496 千円	143,300 千円	2,072,796 千円	

(継続費の補正)

第4条 継続費を次のとおり補正する。

追 加

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	雨水ポンプ場改築事業 (遠隔監視設備、ポンプ設備等)	578,000	5	100,000
				6	200,000
				7	278,000
				計	578,000

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額(千円)	年度	年割額(千円)	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	下水処理場改築事業 (その3)	523,000	3	100,000	505,000	3	100,000
				4	160,000		4	160,000
				5	263,000		5	245,000
				計	523,000		計	505,000
資本的支出	建設改良費	下水処理場改築事業 (自家用発電設備、中央監視装置等)	660,000	5	130,000	660,000	5	100,000
				6	260,000		6	260,000
				7	270,000		7	300,000
				計	660,000		計	660,000

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり変更する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,638,700	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和5年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,698,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝 行